いじめ防止対策　基本方針

大牟田市立玉川小学校

1　いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1)いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2)いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

〇いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

〇児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

〇児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。

〇いじめの早期発見のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく、保護者・地域・各種団体・専門機関と協力して解決にあたる。

2　学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1)いじめ・不登校問題対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教諭、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2)職員会議や朝礼での情報交換及び共通理解

月一回の職員会議や週一回の朝礼において、全職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3　いじめ未然防止のための取組

(1)学級経営の充実

〇ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、学校生活アンケートやいじめに特化した「心のアンケート」等をもとに、児童の実態を十分に把握するとともに、早期発見に努め、学級経営の充実を図る。

〇学級全員で行う縄跳び活動や学級遊び、縦割り遊び等を通して、人間関係を深める。

〇分かる・できる授業の実践を心がけ、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業改善に努めるとともに、教師と子どもがともに進める授業の工夫に努める。

(2)道徳教育の充実

〇道徳の授業を通して、児童の規範意識や自己肯定感を高めていく。

〇教育活動全体を通した道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などの育成に努める。

(3)相談体制の整備

○児童の実態を十分に把握し、学級経営の成果と課題を明確化し、具体的方策のための事例研修会を計画する。

○学校生活アンケートや毎日の日記指導等から、担任による配慮児童へのカウンセリングを実施し児童理解に努める。

○SV、SC、教育相談員、子育て支援員等の専門家との連携を深め、教育相談体制を確立していく。

(4)縦割り班活動の実施

○縦割り班活動（玉川っ子タイム）のなかで、協力・協調することの大切さを学ばせ、コミュニケーション能力の育成に努める。

○上学年を敬う心、下学年を思いやる心等を育成していく。

(5)インターネット等を通じて行われているいじめ対策

○全児童のインターネット（携帯電話含む）に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童への情報モラル教育の充実を図り、迅速に対応していく。

(6)連携体制の整備

○保幼小中連携による情報交換や交流学習（交流活動）を計画的に実施していく。

（7）　性的マイノリティに関する理解と対応

○性的マイノリティとされる児童については、学校生活を送る上で特別の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童の心情などに配慮した対応を行う。

4　いじめ早期発見のための取組

(1)保護者、地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、関係機関と連携して課題解決に臨む。

(2)学校生活アンケート等の実施

「学校生活アンケート」やいじめに特化した「心のアンケート」を実施し、積極的な生徒指導の充実に努めるとともに、毎月の「ありがとうの日」の設定により、思いやりの心や感謝する気持ちを育てていくようにする。

(3)日頃のノート（日記）指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に気配りをし、日記指導等を通して一人一人の悩みをくみ取る。

5　いじめに対する早期対応

○いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。※「報・連・相」体制の徹底

○いじめの事実が確認された場合には、「いじめ・不登校対策委員会」を開き対応を協議する。

○いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、学習の内容や場を考慮する。

6　いじめ対策年間指導計画

学期	月	校内関連行事	校外関連行事
一学期	4	○家庭訪問 ○授業参観 ○学級ＰＴＡ（常置委員会） ○教育相談 ○歓迎集会・遠足	
	5	○地区リレー大会	

		○授業参観 ○教育相談週間	
	6	○家庭学習強調旬間 ○人権・同和教育校内実践交流会	
	7	○学級懇談会 ○同和問題啓発強調月間 ○野外活動（5年）	
	8	○生徒指導事例研修会 ○自主研修 ○スクールカウンセラー研修会	○小中合同研修会 ○人権・同和教育実践交流会
二学期	9	○夏休みの反省 ○子ども大牟田検定 ○親子清掃 ○教育相談週間	○保幼小交流会
	10	○玉川教育の日 ○規範教育 ○家庭学習強調旬間 ○運動会 ○地区球技大会	
	11	○学習発表会 ○修学旅行（6年）	○クリーンアップ運動
	12	○人権・同和教育授業研 ○人権学習週間	
三学期	1	○子ども大牟田検定	○ユネスコ子どもサミット ○どんど祭
	2	○授業参観 ○入学説明会 ○家庭学習強調旬間	
	3	○茶話会（6年） ○お別れ集会・遠足 ○卒業式	

毎　月　実　施　す　る　も　の　と　し　て
○運営委員会　○職員会議　○いじめ・不登校対策推進委員会　○生徒指導推進委員会 ○全校朝会　○玉川っ子タイム　○挨拶運動　○ありがとうの日　○美化タイム

毎　週　実　施　す　る　も　の　と　し　て
○職員朝礼　　○校務会（校長・教頭・教務）

7　学校全体での取り組み

		学　　校	保　護　者
①いじめの未然防止に関すること		○インターネットの危険や情報モラルについて指導する。 ○「私たちの道徳」「あおぞら・かがやき」等の資料を活用して道徳教育の充実を図る。 ○奉仕体験活動に取り組ませる。 ○食育の計画的な推進に努める。	○携帯電話やインターネットを使うルール作りを行う。 ○地域での体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育む。
②いじめの早期発見に関すること		○日記指導やアンケートを実施し情報収集に努める。 ○些細なことでも見逃さない。	○子どもとの会話、服装などに気を配る。
③いじめの早期対応に関すること	○いじめられた側	○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○我が子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○学校と連携する。
	○いじめた側	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認しいじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め根本的な解決を図る。 ○専門家や専門機関との連携を図る。	○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えていることを伝える。 ○被害児童、保護者への対応をする。
	○直接関係のない者	○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友だちの言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気づかせる。	○傍観者とならず、助ける側の態度をとることができるような子どもに育てる。 ○日頃から家庭教育の充実に努める。

8　地域・家庭との連携

家庭との連携	○子どものさびしさやストレスに気づくことのできる親になれるよう啓発する。 ○いじめの早期発見シートを配布し、意識化を図る。 ○父親も子育てに参加するよう啓発する。
地域との連携	○子ども達への積極的な声かけをお願いする。 ○見守りたいの方々との対面式を行い、子ども達に地域から見守られているという安心感をもたせるようにする。